



富士見市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき令和3年度随時監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年3月30日

富士見市監査委員 堀江 一 男 

富士見市監査委員 尾崎 孝 好 

令和 3 年度

隨時監査結果報告書

富士見市監査委員

令和3年度随時監査結果報告書

本随時監査（以下「監査」という。）は、富士見市監査委員監査基準（令和2年監査告示第3号）に準拠している。

1 監査の対象

令和2年度（以下「前年度」という。）の定例監査対象課所のうち、次の1課を監査対象課に選定した。

（1）協働推進部 協働推進課

2 監査の着眼点及び主な実施内容

前年度の定例監査の結果検出された事項（事務処理上注意すべき事項）について、その改善等措置状況の確認を行うとともに、今年度も同様の事務が適正に執行されているか検証するため、監査対象課に対して前年度及び今年度（令和3年12月末日現在）の起案決裁文書、契約書等財務関係書類のうち指定したものの提出を求め、これを通査・照合するとともに、必要に応じて質問を行い、関係職員から説明を聴取した。

3 監査の日程及び実施場所

令和4年2月25日（金）市役所第4会議室（監査委員事務局内）

4 監査の結果

監査の対象となった課所における財務に関する事務の執行は、適正に執行されているものと認められた。